



将来の資産形成と死亡保障を
自在に見直せる積立型変額保険です。



人生のさまざまなステージに必要な保障を、
自在に見直せるって、うれしいね。

年金払定期付積立型変額保険
LIFE PRODUCE
ライフ プロデュース (06)

年金払定期付積立型変額保険
契約年齢：0歳～65歳

この保険は以下の保障を希望されるお客さまにおすすめの保険です。

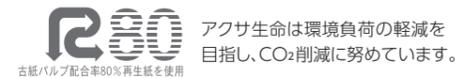
死亡
の保障

将来に向けての
資金準備

●このご案内は、商品の概要を説明しています。ご契約の際には、「契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」をご覧のうえで、変額保険の販売資格を持つ生命保険募集人にご相談ください。「契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」はご契約についての大切な事項、必要な保険の知識などについて、「特別勘定のしおり」は特別勘定資産の運用などについてご説明しています。必ずご一読のうえ、大切に保管してください。

●生命保険募集人について
アクサ生命の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとアクサ生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してアクサ生命が承諾したときに有効に成立します。

●この保険の販売資格について
この保険の販売は、生命保険協会が実施する「変額保険販売資格試験」に合格し、生命保険協会に氏名が登録された者のみが行えます。アクサ生命の担当者(生命保険募集人)の販売資格などに関しまして確認をご希望の場合には、カスタマーサービスセンター(TEL 03-6757-0310 受付時間:9:00～17:00 土・日・祝日、年末年始のアクサ生命休業日を除く)までご連絡ください。



〒108-8020 東京都港区白金1-17-3
TEL 03-6737-7777 (代表)

→ アクサ生命ホームページ <http://www.axa.co.jp/>

お問合せ・担当者

Form No.0T0189(11.0) AXA-A1-1610-2149/9F7 2016.12.01

リファレンスブック 2016.12

www.axa.co.jp/

万一のときやセカンドライフを迎えたときに、お金の心配をすることなく、あなたとご家族の生活を支えることができる備えを、今すぐに。

「ライフイベントに合わせて保障額や保険料を見直したい」
そんなご要望にお応えして、この保険は生まれました。
「結婚」「お子さまの誕生」「教育」など、
ライフステージに合わせて最適な保障額の確保と、
セカンドライフにむけての資産形成を、
あなたがプロデュース（演出）できる積立型変額保険です。
家族みんなの安心で豊かな未来のために、
今すぐ備えませんか。

ライフプロデュース(06)

⚠️ 投資リスクについて

この保険は積立金額、払いもどし金額および満期保険金額などが特別勘定資産の運用実績に応じて変動(増減)するしくみの変額保険です。

特別勘定資産の運用には、資産配分リスク、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、カントリー・リスク、流動性リスク、為替リスク、派生商品取引のリスクなどがあり、ご契約を解約した場合の払いもどし金額や満期保険金額などが払込保険料総額を下回る場合があります。

特別勘定資産の運用実績が積立金額に直接反映されますので、これらのリスクはご契約者に帰属し、ご契約者が損失を被ることがあります。

特別勘定における資産運用の結果がご契約者の期待どおりでなかった場合でも、アクサ生命または第三者がご契約者に何らかの補償・補填をすることはありません。

⚠️ 諸費用について

この保険では、ご契約者などに諸費用をご負担いただきます。
詳しくは22ページ「解約について」、25ページ「費用について」をご覧ください。

主な特長

特長
1 死亡・高度障害保障を確保しながら資産形成ができます。

3・4ページへ▶

特長
3 積立金の一部引出ができます。

8ページへ▶

特長
2 ライフイベントに合わせて保障額や保険料を変更できます。

5～7ページへ▶

特長
4 満期保険金の年金受取りや、積立金額をもとに一生の保障に変更することもできます。

9ページへ▶



をご利用いただけます。

30ページへ▶

⚠️ 投資リスクについて

この保険は積立金額、払いもどし金額および満期保険金額などが変額保険です。積立金額、払いもどし金額および満期保険金額などに

特別勘定資産の運用実績に応じて変動(増減)するしくみの最低保証はなく、払込保険料総額を下回る場合があります。



必要保障額の確保と積立金による資産形成を同時にバランスよく準備できます。

年金支払期間によって、**I型** **II型** 2つのタイプがあります。

I型

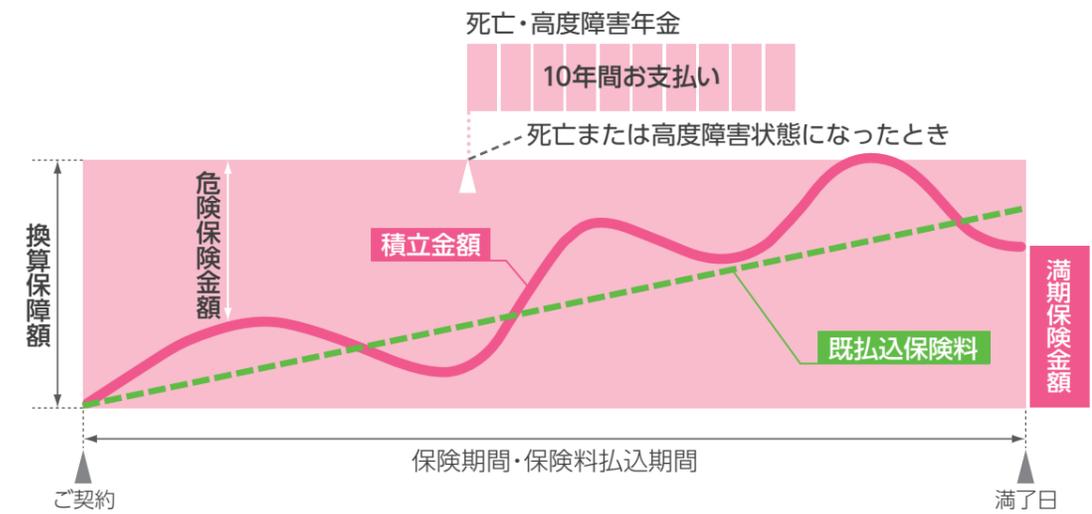
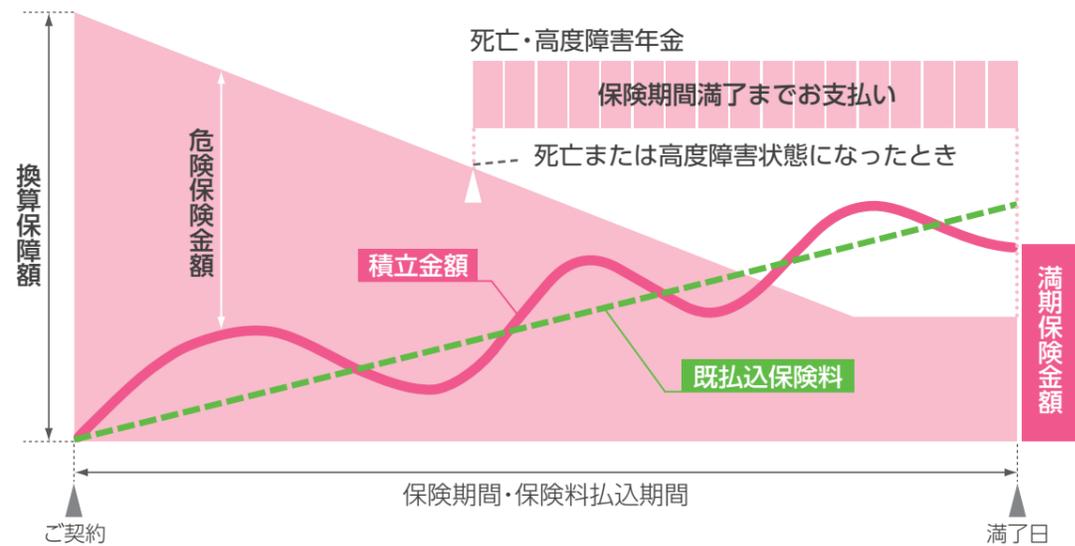
▶ 保険期間満了まで
(5年間を最低保証)年金支払いタイプ

II型

▶ 10年間
年金支払いタイプ

死亡または高度障害状態になったときから**保険期間満了まで**死亡・高度障害年金(基本年金年額と同額)をお支払いします。年金支払期間は**5年間の最低支払保証期間**があります。

死亡または高度障害状態になったときから**10年間**、死亡・高度障害年金(基本年金年額と同額)をお支払いします。



- 保険期間満了時に生存されている場合は満期保険金をお支払いします。満期保険金額は保険期間満了日の積立金額です。
- 死亡または高度障害状態になったときに積立金額が換算保障額を上回った場合は、上回った金額を年金に加えて一時金でお支払いします。ただし、一時金で支払う際に、控除されていない危険保険料や保険契約管理費があるときは、控除してお支払いします。

※上記はイメージ図であり、将来の積立金額や満期保険金額を保証するものではありません。積立金額、満期保険金額に最低保証はありません。

用語の説明

- 換算保障額**……死亡または高度障害状態になったときに、年金を一括でお支払いする場合の金額のことです。
- 危険保険金額**……(換算保障額－積立金額)の額のことです。この金額は、積立金額の変動(増減)に伴い、保険期間中変動(増減)します。
- 危険保険料**……死亡・高度障害保障にあてられる費用のことで、積立金から控除されます。
- 基本年金年額**……死亡または高度障害状態になったときにお支払いする年金年額のことです。この金額はご契約時に決めていただきますが、ご契約後も所定の範囲内で増額または減額することができます。

- 積立金**……特別勘定資産のうち個々のご契約にかかわる部分のことです。よって特別勘定資産の運用実績により毎日変動(増減)します。積立金額からは、所定の保険契約管理費および危険保険料が控除されます。
- 特別勘定**……ライフ プロデュース(06)にかかる資産の管理・運用を行うもので、他の保険種類にかかる資産とは明確に区分し、独立して管理・運用を行います。

※年金などのお支払いにはアクサ生命所定の条件があります。詳しくは、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

POINT 1
見直せます

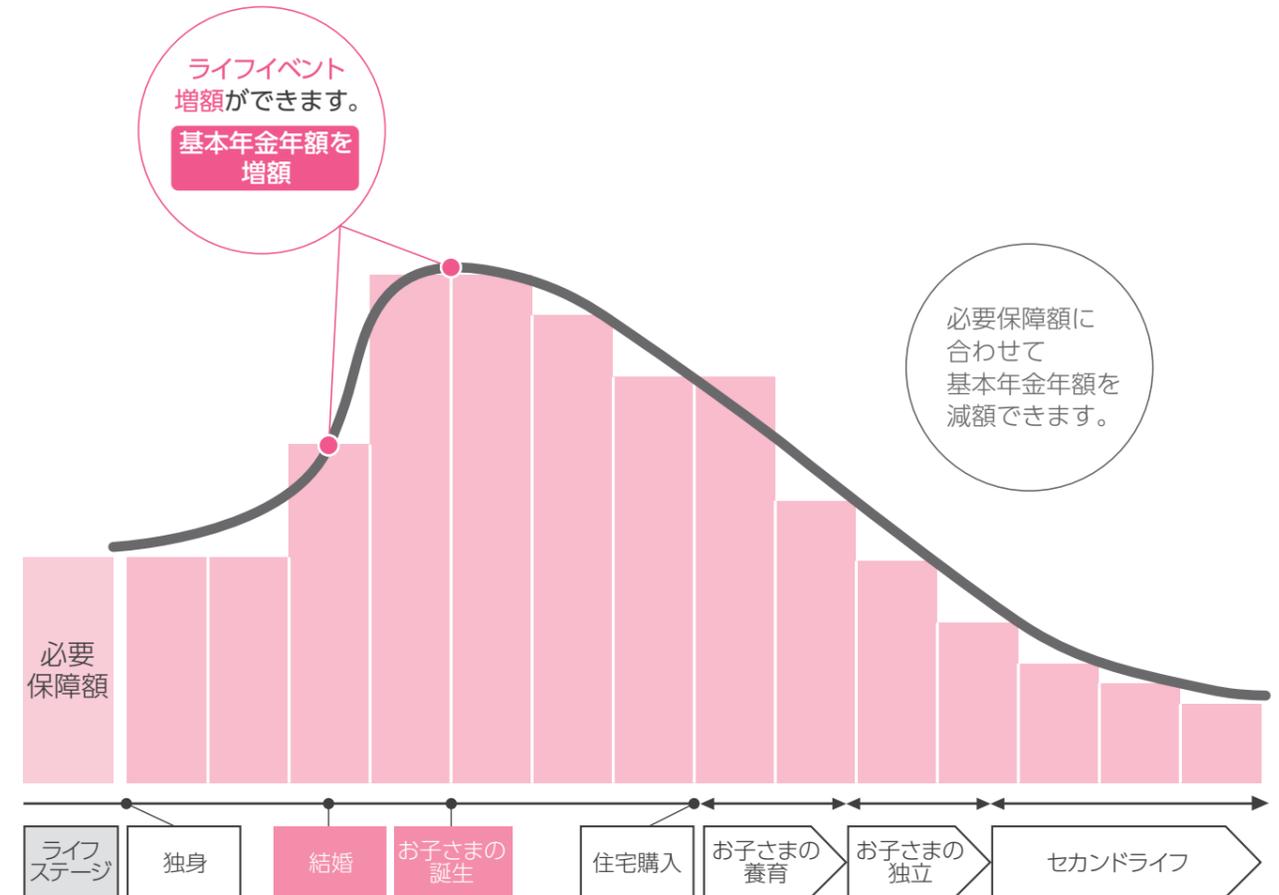
たいせつだね。
保障額の見直しが、できること。

必要保障額は、お客さまそれぞれの
ライフステージの変化によって変動します。
ライフプロデュース(06)なら、基本年金年額を
増額または減額することにより、保障額を見直せます。

一般的に万一のときに必要な保障額は、
ご結婚後に増加し、お子さまの誕生時にピークを迎えます。
そしてお子さまの成長につれて次第に減少していく傾向にあります。
お子さまが独立してからは、
セカンドライフ資金を準備する必要があります。



■ライフステージごとの必要保障額の推移モデル



ライフイベント増額ができます。 **基本年金年額を増額 (無選択増額)**

ご結婚やお子さまの誕生の際には、アクサ生命所定の範囲内で健康状態にかかわらず、基本年金年額を増額することができます。

- 増額できる回数は、ご結婚の場合は1回まで、お子さまの誕生の場合は3回までとなります。
- ライフイベント増額の対象となるご結婚は「戸籍上の婚姻関係」であること、お子さまの誕生は「戸籍上の子」であることを要します。
- 保険料が増額後の基本年金年額に対する「最低基準保険料*」未滿となる場合は、お取扱いできません。
*「最低基準保険料」については19ページ「保険料について」をご覧ください。
- 取扱期間は、増額の事由に該当した日から3ヵ月以内となります。
- 増額の限度額は、増額前の換算保障額の50%以下、かつ、告知枠の範囲内となります。
- アクサ生命の当社が必要書類を受付けた日の翌月1日を増額日とし、増額日から増額分の責任を開始します。
- その他にもアクサ生命所定の要件がありますので、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
- ライフイベント増額にかかわらず、基本年金年額を増額することもできます。
この場合は被保険者の健康状態に関する告知をしていただきます。

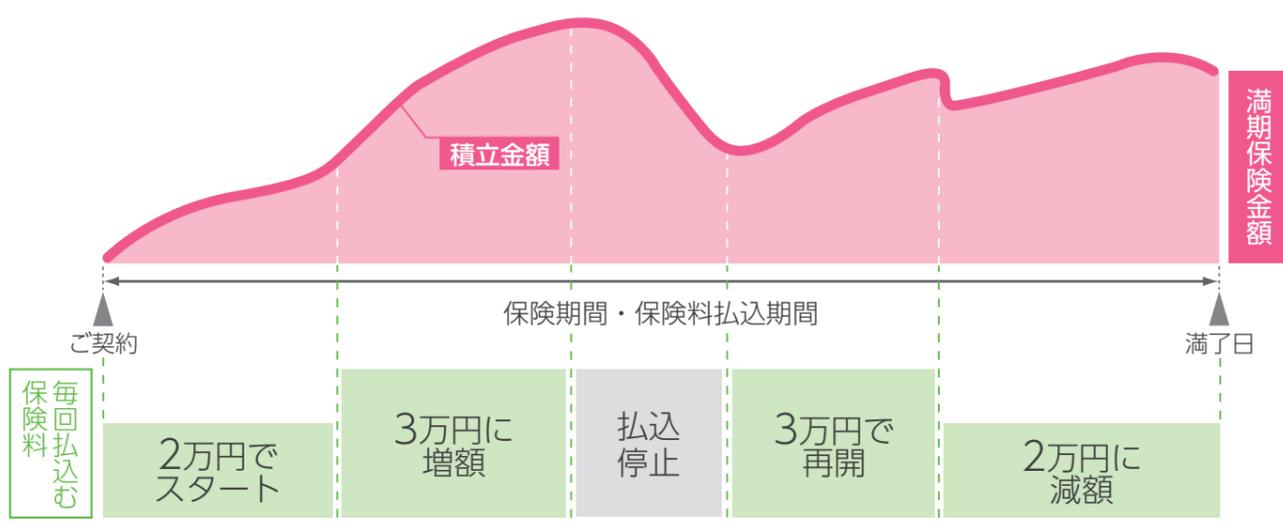
※この保険は積立金額、払いもどし金額および満期保険金額などが特別勘定資産の運用実績に応じて変動(増減)するしくみの変額保険です。積立金額、払いもどし金額および満期保険金額などに最低保証はなく、払込保険料総額を下回る場合があります。
※年金などのお支払いにはアクサ生命所定の条件があります。詳しくは、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」 「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

POINT **2**
変更できます

あんしんだね。
保障額を減らさずに、
保険料が変更できること。

保障額を減らすことなく 毎回払込む保険料を 減額	ご契約は有効なまま一時的に 保険料のお払込みを 停止
毎回払込む保険料を 増額	停止した保険料の お払込みを 再開

■「保険料の増額」「保険料払込の停止」「保険料払込の再開」「保険料の減額」を行った場合のイメージ図



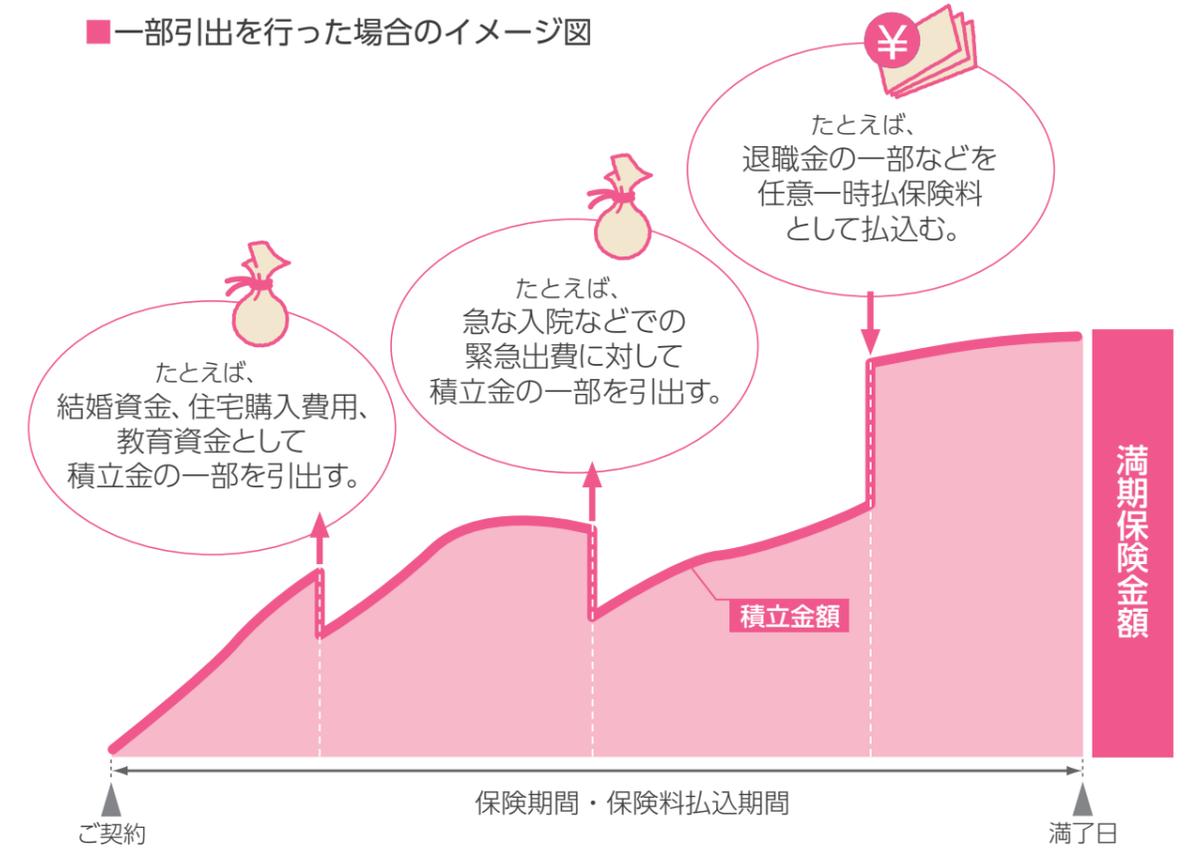
※上記はイメージ図であり、将来の積立金額や満期保険金額を保証するものではありません。
※「保険料の増額」「保険料払込の停止」「保険料払込の再開」「保険料の減額」については21ページを、「積立金の一部引出」については23ページを、「任意一時払 保険料について」は19ページをご覧ください。

POINT **3**
引出せます

べんりだね。
積立金の一部引出が、できること。

ご都合に合わせて積立金の一部を引出すことができます。
また毎回の保険料のほかに、同一の保険年度において3回まで、
任意に一時払保険料をお払込みいただくこともできます。

■一部引出を行った場合のイメージ図

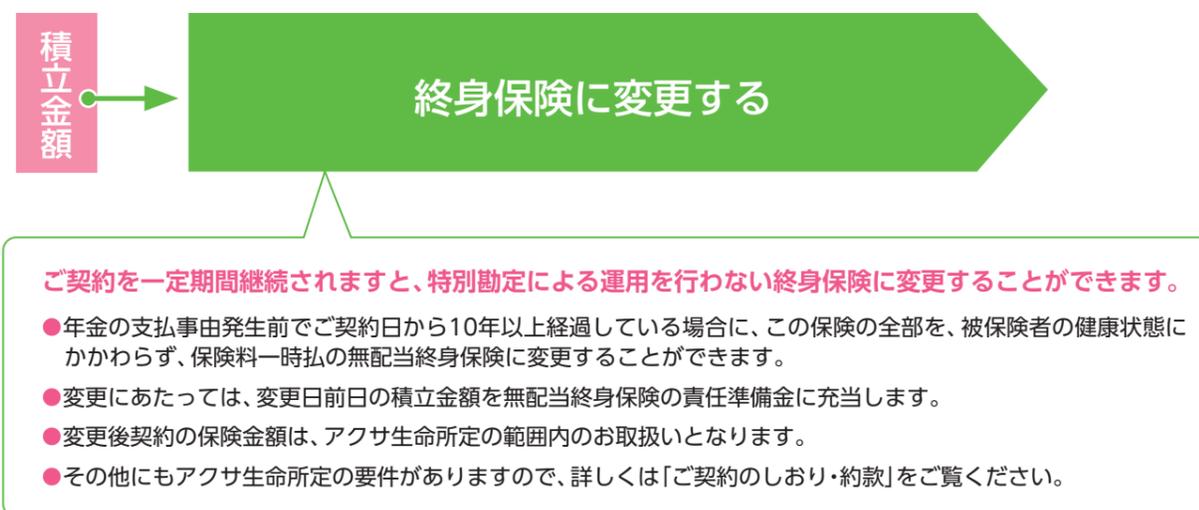
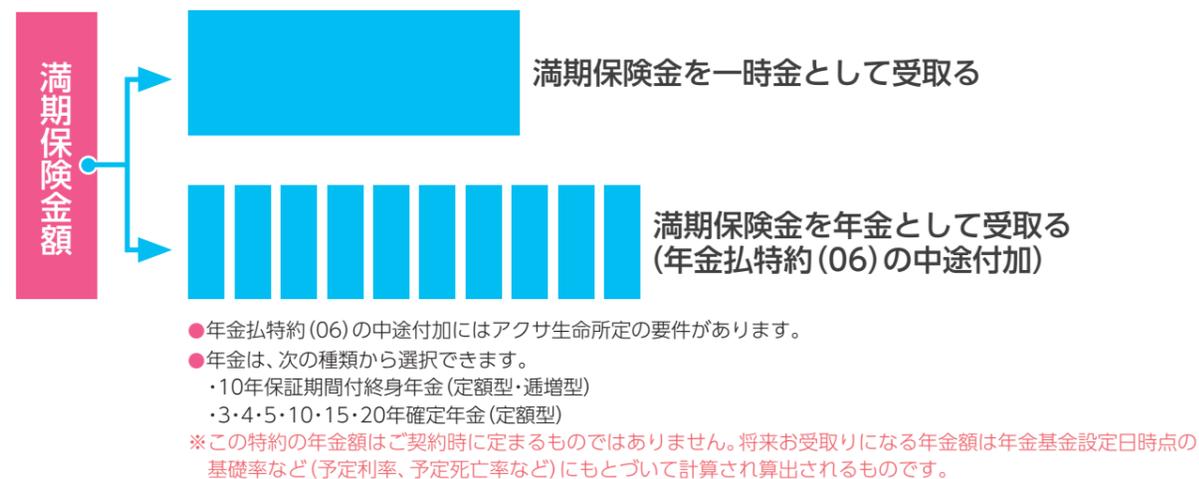


※この保険は積立金額、払いもどし金額および満期保険金額などが特別勘定資産の運用実績に応じて変動(増減)するしくみの変額保険です。積立金額、払いもどし金額および満期保険金額などに最低保証はなく、払込保険料総額を下回る場合があります。
※年金などのお支払いにはアクサ生命所定の条件があります。詳しくは、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

うれしいね。 満期保険金の受取方法が、選べること。

満期保険金の受取方法として一時金、年金が選べます。

また、積立金額をもとに、終身保険に変更することもできます。



この保険の資産は「特別勘定」で運用されます。 特別勘定の運用実績により、資産形成が期待できます。

1 特別勘定について

- この保険は資産運用の結果が、積立金額、払いもどし金額および満期保険金額などの変動(増減)につながるため、他の保険種類の資産とは区分して資産の管理・運用を行う必要があります。そのため、アクサ生命は特別勘定を設けるとともに、特別勘定の資産を他の資産とは独立した体制と方針にもとづき運用します。
- この保険の特別勘定で管理されている資産からの利益および損失は、原則としてこの保険のご契約のみに割当てられ、他の種類の保険契約に割当てられることはありません。
- この保険には運用対象の異なる複数の特別勘定があり、ご契約者が種類および繰入割合を決められるようになっています。この複数の特別勘定の資産は、それぞれ独立して管理運用されています。
- ご契約者は特別勘定資産の運用方法について一切の指図はできません。
- 特別勘定の詳細については「特別勘定のしおり」をご覧ください。

2 特別勘定の種類と運用方針について

- 特別勘定の資産運用にあたっては特別勘定資産の着実な成長と中長期的観点に立った収益の確保を目指し運用します。
- 各特別勘定は主として国内外の株式および公社債を主要投資対象とする投資信託を利用して運用されており、お客様のニーズに合わせて選択、組み合わせができます。
- 特別勘定の種類と、各特別勘定が利用する投資信託の運用方針は11～12ページをご覧ください。

3 特別勘定資産の評価方法について

- 特別勘定資産の評価は毎日行い、その結果を積立金額の増減に反映させます。
特別勘定資産の評価方法は、次のとおりとします。ただし、この評価方法については、今後変更することがあります。
- ①有価証券その他公正なる会計慣行で有価証券に準じた取扱いが適当とされる資産については、時価評価するものとします。
 - ②①以外の資産については、原価法によるものとします。
 - ③デリバティブ取引により生じる正味の債権および債務は時価評価するものとし、その評価差額は損益に計上するものとします。
 - ④外貨建資産および負債の換算方法については、期末時換算法によるものとします。

4 特別勘定への繰入割合の指定と変更

- ご契約者は、ご契約の際、保険料を繰入れる1または2以上の特別勘定を選択することができます。
- 複数の特別勘定を選択したときは、各特別勘定への保険料の繰入割合を指定することができます。繰入割合の指定は5%単位とします。
- ご契約者は、ご契約時に選択された特別勘定、および指定された各特別勘定への繰入割合を、いつでも変更することができます。
- 繰入割合の変更は、必要書類をアクサ生命の本社が受付けた日の翌営業日以後に繰入れる保険料から反映されます。

※この保険は積立金額、払いもどし金額および満期保険金額などが特別勘定資産の運用実績に応じて変動(増減)するしくみの変額保険です。積立金額、払いもどし金額および満期保険金額などに最低保証はなく、払込保険料総額を下回る場合があります。
※年金などのお支払いにはアクサ生命所定の条件があります。詳しくは、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

お客様のニーズに合わせて、以下の6つの特別勘定から1つ または複数の特別勘定を選択できます。

特別勘定名	基本資産配分	運用方針	利用する投資信託			運用関係費	
			投資信託	運用方針	委託会社		
ライフプロデュース30	世界債券 70% / 世界株式 30%	主として日本を含む世界各国の株式および債券を主要投資対象とする。中長期的に安定した投資成果を目標とし、実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則と基本資産配分は、株式30%、債券70%とし、一定の規律に行います。	象とする投資信託にて運用を行います。して行いません。たがいりバランスを	世界株式 アクサIM・グローバル(日本含む)株式ファンド<適格機関投資家私募>	特別勘定【ライフプロデュース世界株式】の運用方針をご参照ください。	アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社	投資信託の純資産額に対して 年率0.55512%程度 (税抜年率0.5140%程度)
ライフプロデュース50	世界債券 50% / 世界株式 50%	主として日本を含む世界各国の株式および債券を主要投資対象とする。中長期的に安定した投資成果を目標とし、実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則と基本資産配分は、株式50%、債券50%とし、一定の規律に行います。	象とする投資信託にて運用を行います。して行いません。たがいりバランスを	世界債券 適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンド-1	特別勘定【ライフプロデュース世界債券】の運用方針をご参照ください。	アライアンス・バーンスタイン株式会社	投資信託の純資産額に対して 年率0.55080%程度 (税抜年率0.5100%程度)
ライフプロデュース70	世界債券 30% / 世界株式 70%	主として日本を含む世界各国の株式および債券を主要投資対象とする。中長期的に安定した投資成果を目標とし、実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則と基本資産配分は、株式70%、債券30%とし、一定の規律に行います。	象とする投資信託にて運用を行います。して行いません。たがいりバランスを	世界株式 アクサIM・グローバル(日本含む)株式ファンド<適格機関投資家私募>	特別勘定【ライフプロデュース世界株式】の運用方針をご参照ください。	アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社	投資信託の純資産額に対して 年率0.54648%程度 (税抜年率0.5060%程度)

特別勘定名	基本資産配分	利用する投資信託の運用方針	利用する投資信託	利用する投資信託の委託会社	運用関係費	
ライフプロデュース日本株式	日本株式 100%	マザーファンド受益証券への投資を通じて、投資スタイルの財産の長期的な成長を図ることを目的に積極的な運用を行います。分散を図り、主として日本の株式を投資対象に信託します。パリュウ株(割安株)およびグロース株(成長株)への投資配分は50%程度ずつを基本とし、一定の規律に行います。	適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・スタイル・ブレンド・ファンド-1	アライアンス・バーンスタイン株式会社	投資信託の純資産額に対して 年率0.88560%程度 (税抜年率0.8200%程度)	
ライフプロデュース世界株式	世界株式 100%	マザーファンド受益証券への投資を通じて、日本を含む世界産の中長期的な成長をめざします。実質的な外貨建組入資産に	各国の証券取引所上場株式への投資を行い、信託財については、原則として為替ヘッジを行いません。	アクサIM・グローバル(日本含む)株式ファンド<適格機関投資家私募>	アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社	投資信託の純資産額に対して 年率0.54000%程度 (税抜年率0.5000%程度)
ライフプロデュース世界債券	世界債券 100%	マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として世界各資産価値分析を基本として信託財産の長期的な成長を図ることは、原則として為替ヘッジは行いません。	国の投資適格債(BBB格以上)を投資対象に相対的投資を目的に積極的な運用を行います。外貨建資産につ	適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンド-1	アライアンス・バーンスタイン株式会社	投資信託の純資産額に対して 年率0.56160%程度 (税抜年率0.5200%程度)

※「リバランス」とは、当初決定した基本資産配分に向けて調整することをいいます。

※特別勘定の種類、運用方針および委託会社などの運用協力会社は、将来変更されることがあります。

※運用関係費は、主に利用する投資信託の信託報酬率を記載しています。信託報酬のほか、信託事務の諸費用など、有価証券の売買委託手数料および消費税などが困難であり、表示することができません。また、各特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがって、お客さまはこれ

※「ライフプロデュース30/50/70」の運用関係費は、主な投資対象である投資信託の信託報酬率を基本資産配分比率で加重平均した概算値です。各投資信託

※特別勘定には、各種支払などに備え、一定の現金、預金などを保有することがあります。

の税金などの諸費用がかかりますが、これらの諸費用は運用資産額や取引量などによって変動するため、費用の発生前に具体的な金額や計算方法を記載することからの諸費用を間接的に負担することとなります。これらの運用関係費は、運用手法の変更・運用資産額の変動などの理由により、将来変更される可能性があります。の信託報酬率はそれぞれ異なりますので、各投資信託の価格の変動などに伴う実際の配分比率の変動により、運用関係費も若干変動します。

△ 投資リスクについて

この保険は積立金額、払いもどし金額および満期保険金額などが特別勘定資産の運用実績に応じて変動(増減)するしくみの変額保険です。

特別勘定資産の運用には、資産配分リスク、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、カンントリー・リスク、流動性リスク、為替リスク、派生商品取引のリスクなどがあり、ご契約を解約した場合の払いもどし金額や満期保険金額などが払込保険料総額を下回る場合があります。

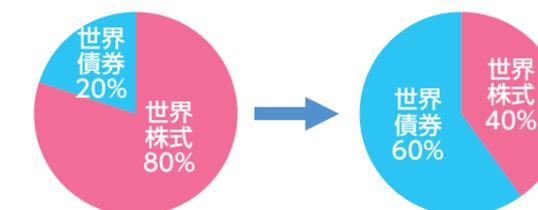
特別勘定資産の運用実績が積立金額に直接反映されますので、これらのリスクはご契約者に帰属し、ご契約者が損失を被ることがあります。

特別勘定における資産運用の結果がご契約者の期待どおりでなかった場合でも、アクサ生命または第三者がご契約者に何らかの補償・補填をすることはありません。

5 積立金の移転(スイッチング)

- ご契約者は、選択されている特別勘定の積立金を、他の特別勘定にいつでも移転することができます。
- 積立金の移転は、必要書類をアクサ生命の本社が受付けた日の翌営業日の翌日から、効力を生じます。
- 移転の際には、所定の移転費用を積立金から差引きます。
※詳しくは、25ページをご覧ください。

■ 積立金の移転例



※上記は積立金の移転例を示したもので、例示の特別勘定を推奨するものではありません。

資産運用において、成果を期待するための 効率的な手法に分散投資と長期投資があります。

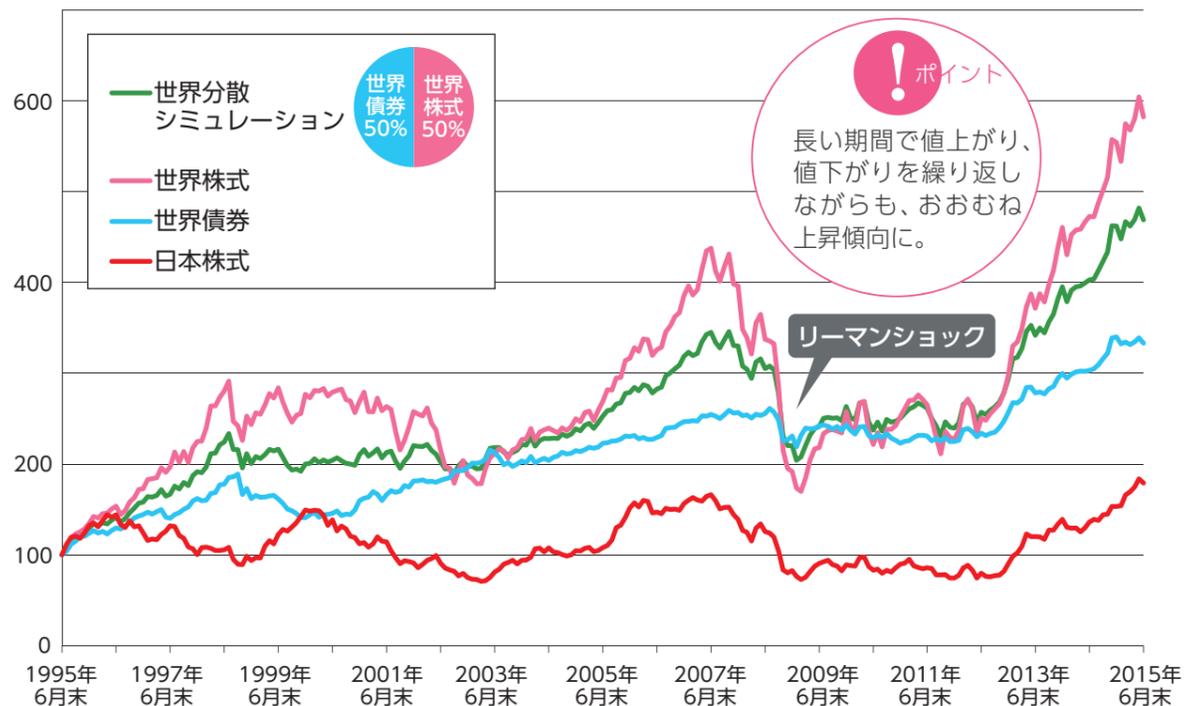
1つの資産だけに投資したり保有期間が短期だと、資産が値下がりしたときに大きな損失を被ることになります。「資産」「通貨」「国」「時間」などを分散させつつ長期投資でリスクを軽減させることが、基本的な考え方です。

■分散投資



■長期投資

1995年6月末から2015年6月末まで20年間の資産価値の推移(シミュレーション)をみてみましょう。

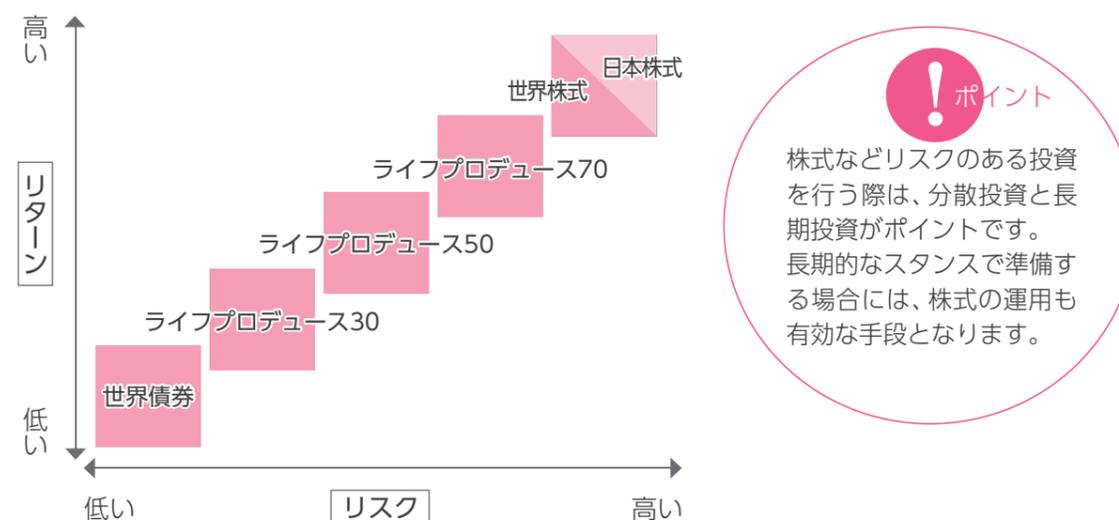


※1995年6月末を100としたときの、2015年6月末までの資産価値の推移を示しています。
 ※配当、利息等は再投資されたものとし、取引に係る費用、税金は無かったものとして計算しています。
 ※上記のグラフは前記試算前提条件にもとづき運用を行ったと仮定した場合の推移を事後的に検証したものであり、実際の特別勘定の実績とは異なります。
 ※あくまでも仮定の数値およびその推移に過ぎず、特別勘定の運用結果や実績を示すものではありません。
 <出所>世界分散シミュレーション：世界株式に50%、世界債券に50%投資したポートフォリオ、毎月末リバランス。
 世界株式：MSCIワールド(グローバル、円ベース)、世界債券：シティ世界国債(円ベース)、日本株式：配当込みTOPIX
 Copyright © 2015イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社

■各特別勘定の期待リターンとリスク(イメージ)

一般的にリスクを小さくしようとすれば、期待されるリターンも限られます。また、大きなリターンを期待すれば、その分リスクも大きくなります。各特別勘定は、その資産内容によって期待リターンとリスクが異なり、下図はそのイメージを示したものです。

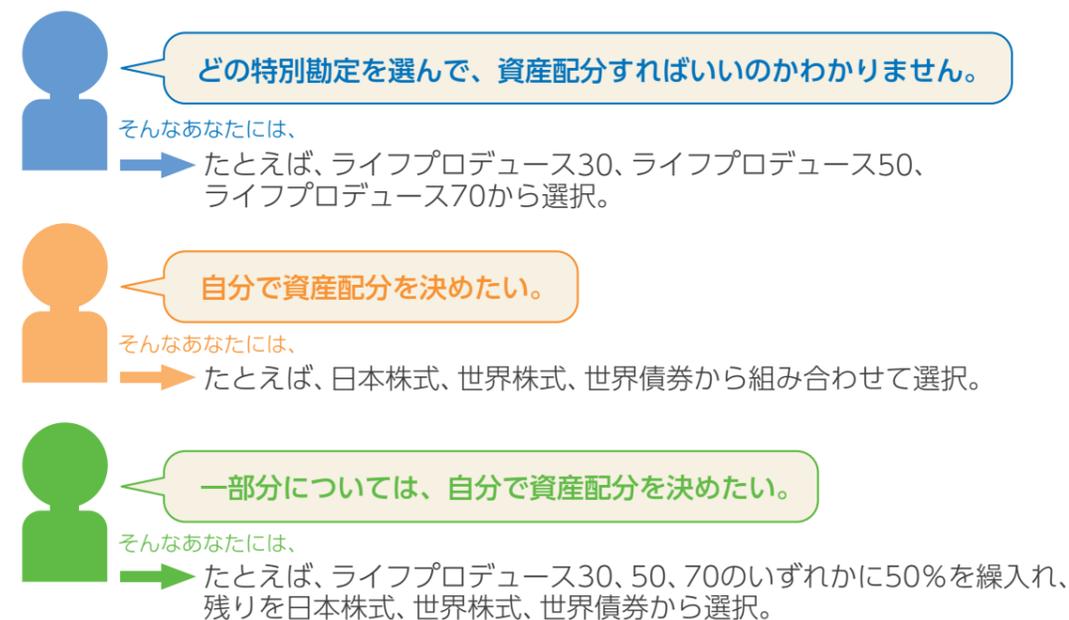
特別勘定の選択にあたっては、お客さまのこれまでの投資経験をふまえ、どの程度のリターンを期待し、どの程度のリスクまで許容できるかを考えたいといううえで選びいただくことが大切です。選択される際の参考にしてください。



※この図はアクサ生命が各特別勘定のリターン・リスクをイメージ化したものであり、将来のリターンやリスクの水準を保証するものではありません。

■特別勘定のご選択例

●分散投資や長期投資により、リスクを軽減させるのがポイントです。



※特別勘定のご選択の一例です。最終的にはご契約者自身によるご判断をお願いいたします。

※この保険は積立金額、払いもどし金額および満期保険金額などが特別勘定資産の運用実績に応じて変動(増減)するしくみの変額保険です。積立金額、払いもどし金額および満期保険金額などに最低保証はなく、払込保険料総額を下回る場合があります。



プラン例

ライフ プロデュース(06)

プラン例

I 型

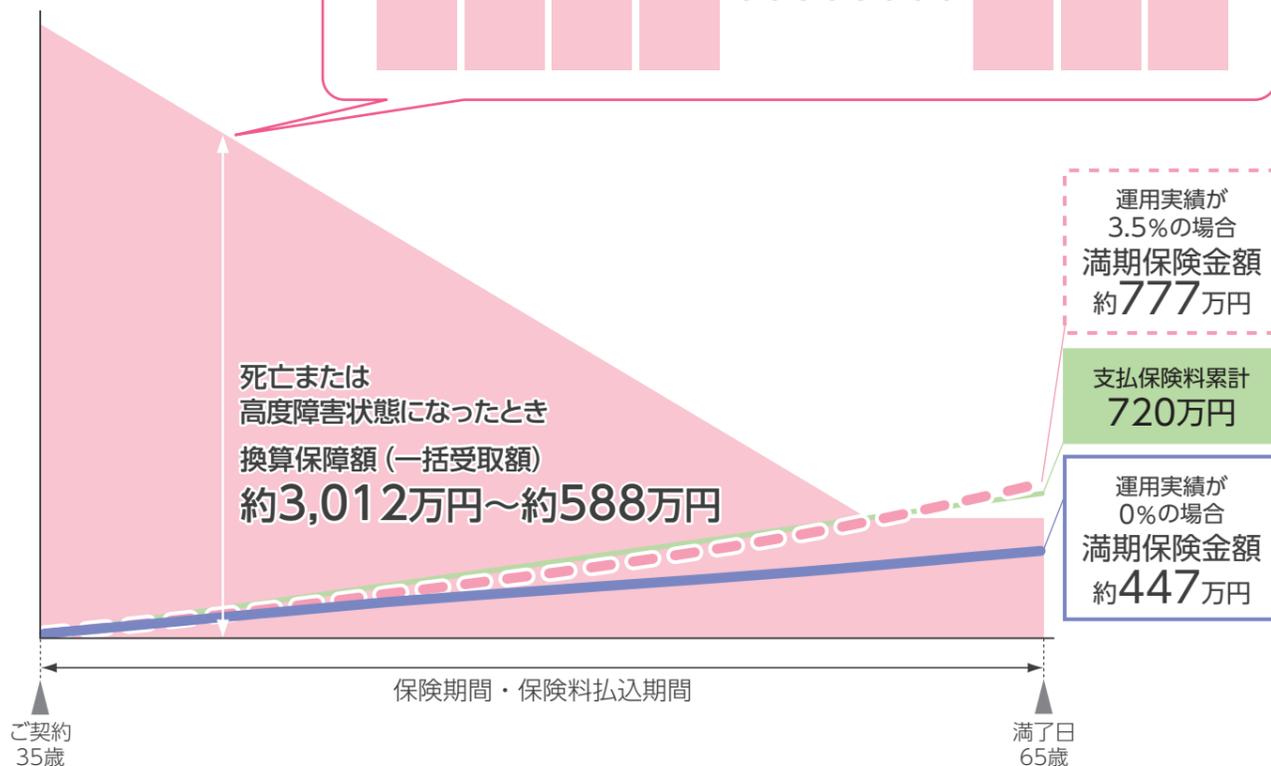
▶ 保険期間満了まで
(5年間で最低保証)年金支払いタイプ

死亡または高度障害状態になったときから**保険期間満了まで**
死亡・高度障害年金(基本年金年額と同額)をお支払いします。

年金支払期間は**5年間の最低支払保証期間**があります。

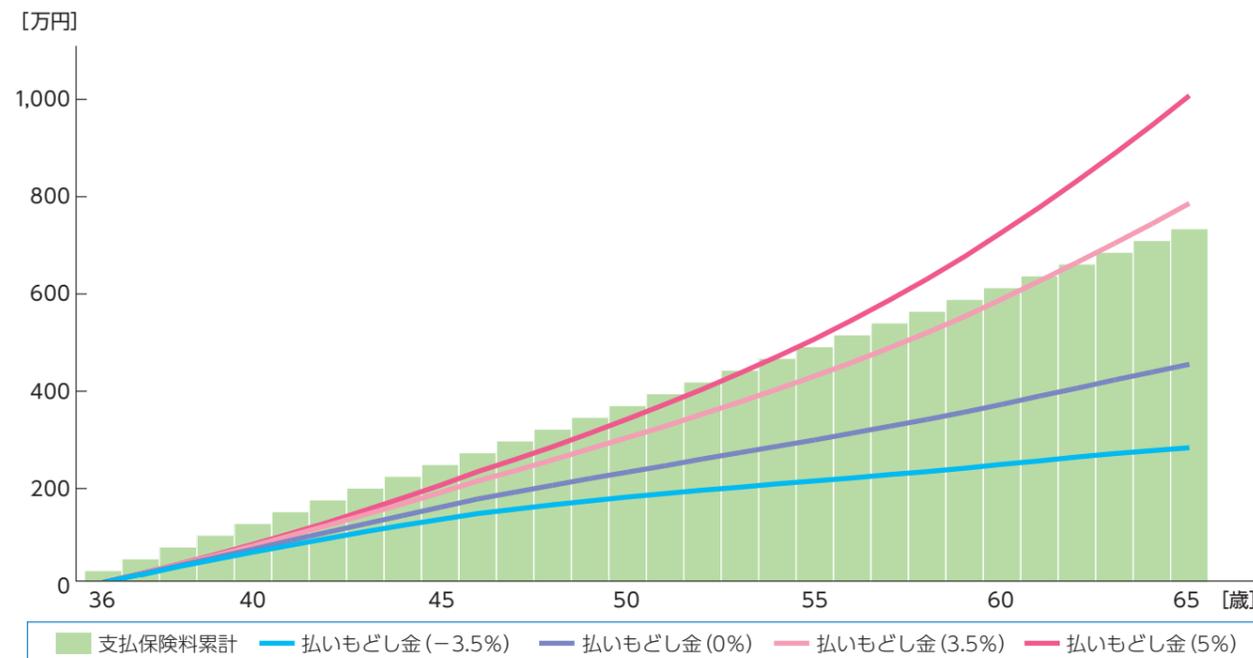
- 主契約.....年金払定期付積立型変額保険< I 型>
- 契約年齢・性別.....35歳・男性
- 保険期間・保険料払込期間.....65歳満了
- 保険料払込方法.....口座振替月払
- 基本年金年額.....120万円
- 月払保険料.....20,000円

保障イメージ(年金受取額)



※上記はイメージ図であり、将来の払いもどし金額や満期保険金額を保証するものではありません。

■支払保険料累計と払いもどし金の推移



■運用実績例

経過年数(年)	年齢(歳)	支払保険料累計(万円)	特別勘定運用実績例							
			-3.5%の場合		0%の場合		3.5%の場合		5%の場合	
			払いもどし金(約万円)	返戻率(%)	払いもどし金(約万円)	返戻率(%)	払いもどし金(約万円)	返戻率(%)	払いもどし金(約万円)	返戻率(%)
1	36	24	0	0	0	0	0	0	0	0
2	37	48	16	33	17	35	18	37	18	37
3	38	72	32	44	34	47	36	50	37	51
4	39	96	47	48	51	53	55	57	57	59
5	40	120	62	51	68	56	75	62	78	65
10	45	240	129	53	154	64	184	76	199	82
15	50	360	175	48	226	62	297	82	335	93
20	55	480	208	43	292	60	423	88	499	103
25	60	600	242	40	365	60	581	96	718	119
30	65	720	276	38	447	62	777	107	998	138

上記の運用実績ごとの払いもどし金は、お客さまにご負担いただく費用のうち「危険保険料」「保険契約管理費」を控除しています。「運用関係費」は控除していません。

※経過年数とはご契約日から起算した年数です。各数値は年単位の保険料が全額払込まれたことを前提とし、各保険年度の最後の日を基準に計算しています。また、端数が発生した場合は、表示単位未満を切捨てて表示しています。

※例示の運用実績(-3.5%、0%、3.5%、5%)につきましては、上限または下限を示すものではありませんので、-3.5%を下回る場合も5%を上回る場合もあります。

※払いもどし金は月単位で計算し年単位で表示しています。また、控除している危険保険料は前月末の運用率ごとの積立金額に応じた危険保険金額に所定の危険保険料率を乗じ、月末に積立金額から差し引いています。解約控除の無償引出限度額については考慮していません。

※解約されると以後の保障はなくなります。

※上記のグラフおよび例表は、例示の運用実績が保険期間中一定で推移したものと計算しています。よって、将来の受取額をお約束するものではありません。

※この保険は積立金額、払いもどし金額および満期保険金額などが特別勘定資産の運用実績に応じて変動(増減)するしくみの変額保険です。積立金額、払いもどし金額および満期保険金額などに最低保証はなく、払込保険料総額を下回る場合があります。※年金などのお支払いにはアクサ生命所定の条件があります。詳しくは、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」 「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

プラン例

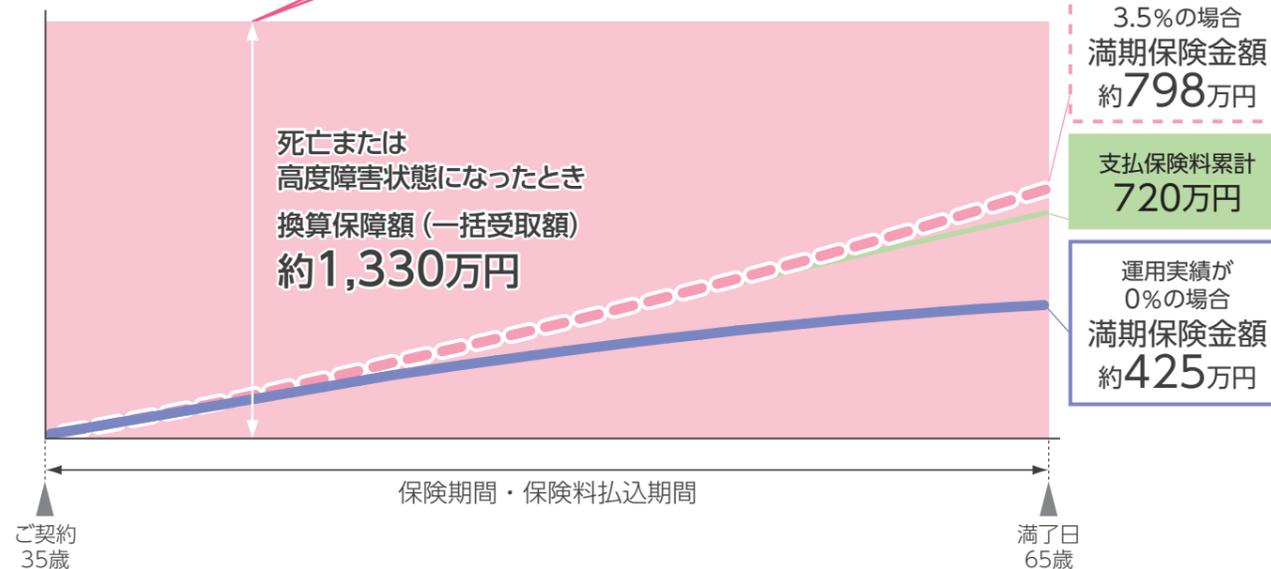
II型

10年間
年金支払いタイプ

死亡または高度障害状態になったときから**10年間**、
死亡・高度障害年金(基本年金年額と同額)をお支払いします。

- 主契約……………年金払定期付積立型変額保険<II型>
- 契約年齢・性別……………35歳・男性
- 保険期間・保険料払込期間……………65歳満了
- 保険料払込方法……………口座振替月払
- 基本年金年額……………140万円
- 月払保険料……………20,000円

保障イメージ(年金受取額)



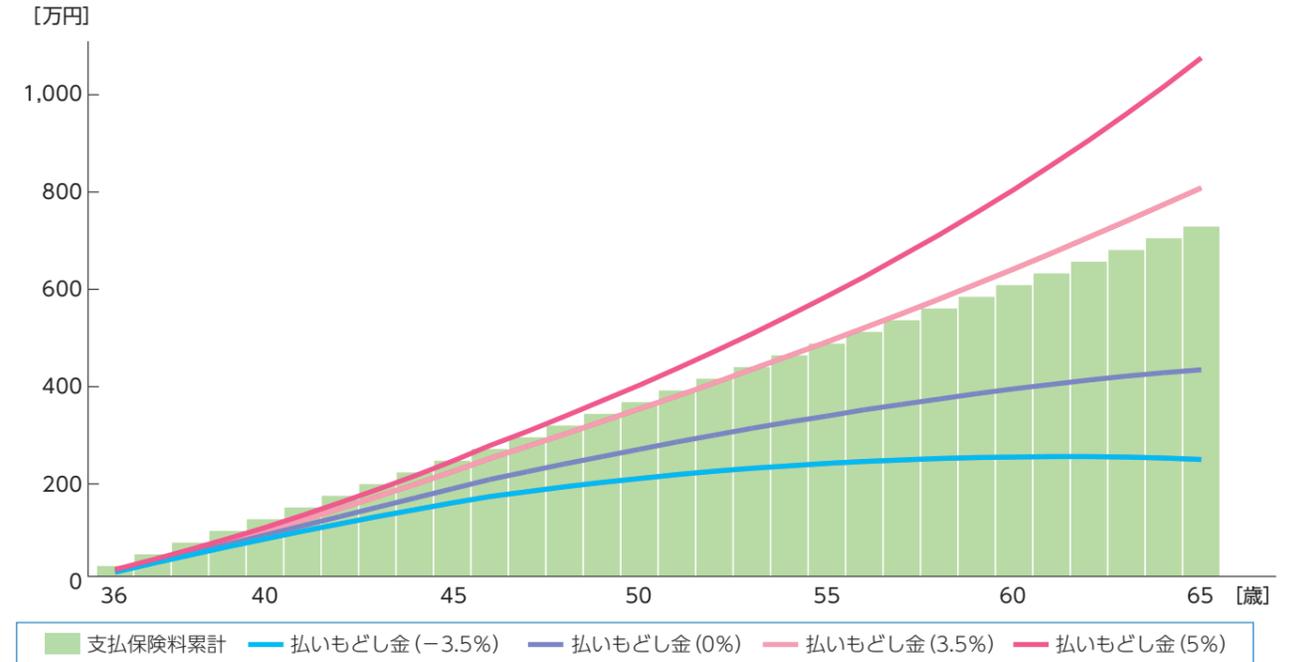
運用実績が
3.5%の場合
満期保険金額
約798万円

支払保険料累計
720万円

運用実績が
0%の場合
満期保険金額
約425万円

※上記はイメージ図であり、将来の払いもどし金額や満期保険金額を保証するものではありません。

■支払保険料累計と払いもどし金の推移



■運用実績例

経過 年数 (年)	年齢 (歳)	支払保険料 累計 (万円)	特別勘定運用実績例							
			-3.5%の場合		0%の場合		3.5%の場合		5%の場合	
			払いもどし金 (約万円)	返戻率 (%)	払いもどし金 (約万円)	返戻率 (%)	払いもどし金 (約万円)	返戻率 (%)	払いもどし金 (約万円)	返戻率 (%)
1	36	24	10	41	11	45	11	45	11	45
2	37	48	28	58	29	60	30	62	31	64
3	38	72	45	62	48	66	51	70	52	72
4	39	96	62	64	67	69	72	75	74	77
5	40	120	78	65	86	71	94	78	97	80
10	45	240	152	63	181	75	216	90	233	97
15	50	360	202	56	262	72	345	95	389	108
20	55	480	233	48	330	68	482	100	571	118
25	60	600	246	41	386	64	632	105	790	131
30	65	720	241	33	425	59	798	110	1,060	147

上記の運用実績ごとの払いもどし金は、お客さまにご負担いただく費用のうち「危険保険料」「保険契約管理費」を控除しています。「運用関係費」は控除していません。

- ※経過年数とはご契約日から起算した年数です。各数値は年単位の保険料が全額払込まれたことを前提とし、各保険年度の最後の日を基準に計算しています。また、端数が発生した場合は、表示単位未満を切捨てて表示しています。
- ※例示の運用実績(-3.5%、0%、3.5%、5%)につきましては、上限または下限を示すものではありませんので、-3.5%を下回る場合も5%を上回る場合もあります。
- ※払いもどし金は月単位で計算し年単位で表示しています。また、控除している危険保険料は前月末の運用率ごとの積立金額に応じた危険保険金額に所定の危険保険料率を乗じ、月末に積立金額から差引いています。解約控除の無償引当限度額については考慮していません。
- ※解約されると以後の保障はなくなります。
- ※上記のグラフおよび例表は、例示の運用実績が保険期間中一定で推移したものと計算しています。よって、将来の受取額をお約束するものではありません。

※この保険は積立金額、払いもどし金額および満期保険金額などが特別勘定資産の運用実績に応じて変動(増減)するしくみの変額保険です。積立金額、払いもどし金額および満期保険金額などに最低保証はなく、払込保険料総額を下回る場合があります。年金などのお支払いにはアクサ生命所定の条件があります。詳しくは、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

■契約年齢について

- 0歳～65歳
- ・契約年齢とは、ご契約日における被保険者の年齢のことをいいます。

■保険期間・保険料払込期間について

- 55歳/60歳/65歳/70歳/75歳/80歳/85歳満了
15年/20年/25年/30年満了
- ※保険期間と保険料払込期間は同一となります。

契約年齢により、保険期間・保険料払込期間のお取扱いが異なりますので、詳しくはアクサ生命の担当者におたずねください。

■年金などのお支払いについて

- お支払いの対象となる高度障害状態について詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
- 被保険者がお支払いの対象となる高度障害状態に該当し第1回の高度障害年金をお支払いした場合には、その高度障害状態に該当した後に新たに年金のお支払事由または満期保険金のお支払事由が生じた場合でも、これによる年金または満期保険金はお支払いしません。
- 死亡年金・高度障害年金は、年金受取人からアクサ生命にお申出いただくことにより、年金でのお支払いにかえて以下のお取扱いも可能です。
 - ・年金の一括支払…残存年金支払期間の未払年金の現価を一括でお支払いします。なお、一括でお支払いすることにより、ご契約は消滅します。
 - ・年金の一部支払…第1回の年金の請求時に限り、未払年金の現価の一部を一括でお支払いし、残りを年金でお支払いすることができます。この場合の年金額はそのときに支払うべき基本年金年額から変更されます。**ただし、変更後の基本年金年額が最低金額未満となるときは、一部支払は行いません。**
 - ・年金の分割支払…年金を年2回、4回、6回のいずれかに分割してお支払いします。

■保険料について

- 保険料払込方法(回数)について
 - ・月払・半年払・年払の3種類です。
 - ・毎回の保険料とは別に、任意一時払保険料を払込むことができます。
 - ・払込方法(回数)の間に保険料率の差はありません。
 - ・保険料の前納のお取扱いはありません。

- 最低保険料について
払込方法ごとの以下の金額と「最低基準保険料*」のいずれか大きい金額が最低保険料となります。
 - ・月 払：5,000円(1,000円単位)
 - ・半年払：30,000円(5,000円単位)
 - ・年 払：60,000円(10,000円単位)
 *「最低基準保険料」とは、特別勘定の運用利回りを0%と仮定しその保険料の払込みがある場合、保険期間満了までご契約を有効に継続することができる保険料の1.1倍の金額をいいます。
- 保険料の最高限度について
保険期間中の総保険料は5億円を限度とします。(総保険料の判定に際しては、この保険の他の既契約分を含みます。また、任意一時払保険料を含み、お払込みが停止された保険料を除きます。)

■任意一時払保険料のお払込みについて

- 毎回の保険料のほかに、任意で一時払保険料を払込むことができます。最低保険料は10万円(1万円単位)です。同一保険年度において3回までを限度とします。
- 任意一時払保険料の最高限度
1回あたりの任意一時払保険料は、アクサ生命の本社が必要書類を受付けた日の前日の積立金額と同額以下とし、かつ、その日の積立金額および当該任意一時払保険料の合計額が換算保障額未満であることを要します。ただし、積立金額と任意一時払保険料の合計額が50万円以下であるときを除きます。
- 任意一時払保険料を繰入れる特別勘定とその繰入割合は、すでに指定されている特別勘定とその繰入割合に応じて繰入れます。

■保険料を特別勘定へ繰入れる日について

- 保険料を特別勘定へ繰入れる日は次に定める日とし、その日末に繰入れます。
 - ・第1回保険料
ご契約日の属する月の末日(この日が営業日でないときは、その直前の営業日)
 - ・第2回以後の保険料
その保険料の払込期月の翌月末日またはアクサ生命が保険料の入金を確認した日の属する月の末日の、いずれか遅い日(この日が営業日でないときは、その直前の営業日)
 - ・任意一時払保険料
書類受付日と保険料受領日のいずれか遅い日からその日を含めて6営業日後(ただし、ご契約時に同時に払込まれた場合には、ご契約日の属する月の末日)

！ 特にご注意 いただきたい事項

※保険料(任意一時払保険料を除く)を特別勘定に繰入れる際に、アクサ生命所定の保険契約管理費(保険料比例部分)(25ページ「費用について」参照)を控除します。
※ご契約日は、契約年齢や保険期間の計算の基準となる日のことをいい、責任開始期の属する月の翌月1日となります。

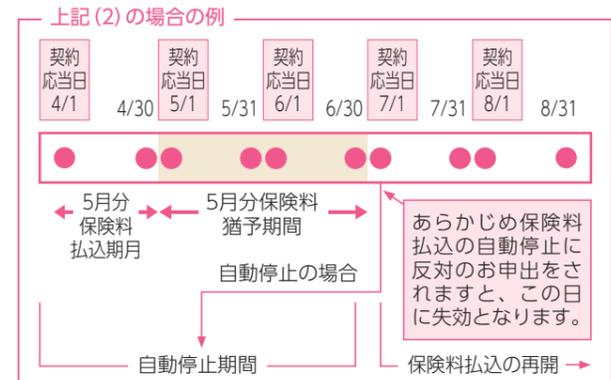
■保険料の払込猶予期間とご契約の失効について

- 払込期月までに保険料のお払込みができない場合には、猶予期間中にお払込みください。
- お払込みの猶予期間は、払込期月の翌月初日から翌々月末日までです。
- 猶予期間中に保険料が払込まれない場合は、猶予期間満了の日の翌日からご契約は効力を失います。



- ただし、猶予期間を過ぎた場合でも、ご契約を有効に継続させるために、**ご契約者からあらかじめ反対のお申出がなければ**猶予期間満了の日の積立金額に応じて、次のとおり保険料のお払込みが停止されたものとしてお取扱いします。(保険料払込の自動停止)

- (1) 積立金額が50万円または「最低基準積立金額」(21ページ「保険料のお払込みの停止について」参照)のいずれか大きい金額以上であるときは、未払込みとなった払込期月の保険料から保険料のお払込みが停止されたものとして扱います。
- (2) 積立金額が50万円または「最低基準積立金額」のいずれか大きい金額未満であるときは、未払込みとなった払込期月の保険料から、猶予期間満了日までの月を払込期月とする保険料までのお払込みが停止されたものとして扱います。なお、この場合、停止期間後の保険料のお払込みは再開されるものとしてお取扱いします。



■基本年金年額の減額について

- 第1回の年金のお支払事由発生前に限り、基本年金年額の減額をすることができます。
- 次の場合には基本年金年額の減額は取扱いしません。
 - (1) 減額後の基本年金年額が最低基本年金年額(I型は30万円、II型は50万円)未満となるとき
 - (2) アクサ生命の本社が必要書類を受付けた日の前日の積立金額が、その日の換算保障額と同額以上であるとき
 - (3) 減額後の基本年金年額にもとづき計算した換算保障額が、アクサ生命の本社が必要書類を受付けた日の前日の積立金額以下となるとき
- 減額に伴う保険料の変更および払いもどし金はありません。
- ご契約日から10年以内に減額を行った場合、換算保障額の減額分を危険保険金額とみなして計算した危険保険金に対する解約控除額(22ページ「解約について」参照)を減額日の積立金から控除します。

■基本年金年額の増額(任意増額)について

- 第1回の年金のお支払事由発生前に限り、被保険者の同意およびアクサ生命の承諾を得て、基本年金年額の増額をすることができます。**ただし、この場合、被保険者の健康状態に関する告知をしていただきます。健康状態などによっては増額をお断りすることもあります。**
 - 取扱期間をご契約日(復活日)から2年以上経過し、被保険者の年齢が75歳以下、保険期間満了日まで2年以上ある場合に限りです。また、増額後の基本年金年額にもとづき計算した換算保障額が最高限度(5億円)を超えるとき、または保険料が増額後の基本年金年額に対する「最低基準保険料」(19ページ「保険料について」参照)未満となるときには、基本年金年額の増額(任意増額)はお取扱いしません。
 - アクサ生命所定の制限により保険料を見直す必要が生じる場合を除いて、増額に伴う保険料の変更はありません。
- ※ライフイベント増額(無選択増額)については5～6ページをご覧ください。

このご案内は商品の概要を説明しています。ご契約の際には、「契約締結前交付書面(契約 概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」を必ずご覧ください。

■ 毎回払込む保険料の減額について

- 第1回の年金のお支払事由発生前に限り、毎回払込む保険料を減額することができます。この場合、減額後の保険料は最低保険料(19ページ「保険料について」参照)以上である必要があります。
- 減額に伴う払いもどし金はありません。

■ 毎回払込む保険料の増額について

- 第1回の年金のお支払事由発生前に限り、毎回払込む保険料を増額をすることができます。ただし、払込保険料の総額(任意一時払保険料を含めます。)の最高限度は5億円となります。
- 増額後の保険料は保険期間を通じ、ご契約時の保険料(同時に払込まれた任意一時払保険料は除きます。)の10倍を限度とします。
- アクサ生命の本社が必要書類を受付けた日の前日の積立金額がその日の換算保障額と同額以上であるときは、増額はお取り扱いしません。

■ 保険料のお払込みの停止について

- アクサ生命の本社が必要書類を受付けた日の前日の積立金額が50万円または「最低基準積立金額」(下記参照)のいずれか大きい金額以上ある場合、ご契約は有効なまま保険料のお払込みを停止することができます。この場合、アクサ生命の本社が必要書類を受付けた日の翌々月以後、最初に到来する払込期月の保険料からお払込みを停止します。

最低基準積立金額=換算保障額×最低基準積立金額率
(男女共通)

停止時点の年齢範囲	最低基準積立金額率
～54歳	5%
55歳～69歳	10%
70歳～74歳	15%
75歳～79歳	25%
80歳～84歳	35%

- 保険料払込停止中も、危険保険料および保険契約管理費を積立金額から控除します。

■ 積立金不足によるご契約の失効について

- 積立金額が月単位の契約応当日の前日末時点で「危険保険料、保険契約管理費(定額部分)および保険契約管理費(危険保険金額比例部分)の合計額」を下回った場合、アクサ生命はその旨をご契約者に通知します。この場合、通知を発信した日の翌月末日(期日)までに所定の金額のお払込みがないときは、その期日の翌日からご契約は効力を失います。
- 失効になりますと、年金などのお支払事由が発生しても年金などのお支払いはできません。
- ご契約の効力を失った日からその日を含めて3ヵ月以内であれば、アクサ生命の定める手続きをとっていただいたうえでご契約の復活をご請求できます。

■ 停止した保険料のお払込みの再開について

- 保険料払込の停止後、ご契約者からのお申出により、保険料お払込みを再開することができます。この場合、アクサ生命の本社が必要書類を受付けた日の翌々月に到来する払込期月の保険料からお払込みを再開します。

■ 保険期間の短縮について

- 第1回の年金のお支払事由発生前に限り、保険期間の短縮をすることができます。
- ご契約日から2年未満の場合、また短縮後の残りの保険期間が1年未満の場合は、お取り扱いしません。

[ご契約の型がI型の場合]

- アクサ生命の本社が必要書類を受付けた日の前日の積立金額が、その日の換算保障額(変更前の換算保障額をいいます。)未満である場合で、変更後の換算保障額がその受付日前日の積立金額以下となるときは、保険期間の短縮はお取り扱いしません。
- ご契約日から10年以内に保険期間の短縮を行ったときは、短縮に伴い減額される換算保障額の減額分を危険保険金額とみなして計算した危険保険金に対する解約控除額を、短縮日の積立金から控除します。
- 保険期間の短縮に伴う払いもどし金、保険料の変更、基本年金年額の変更はありません。

■ 保険期間の延長について

- 第1回の年金のお支払事由発生前に限り、保険期間の延長をすることができます。
- 保険期間の延長に伴う払いもどし金はありません。
- 保険期間の延長に伴う保険料の変更、基本年金年額の変更はありません。
- 保険期間を延長する場合、被保険者の健康状態に関する告知が必要となります。
- ご契約日(復活日)から2年未満の場合、または延長後の保険料が「最低基準保険料」(19ページ「保険料について」参照)を下回る場合はお取り扱いしません。

■ 解約について

- 第1回の年金のお支払事由の発生前に限り、ご契約を解約することができます。ご契約を解約される場合は、払いもどし金をご請求ください。
- ご契約日から10年を経過していない場合、払いもどし金額は解約日(アクサ生命の本社または指定した場所で必要書類を受付けた日)の翌営業日の積立金額から解約控除額を差引いた金額となります。この場合、解約は、解約日の翌日から効力を生じるものとします。
- 解約控除には次の(1)と(2)があり、その両方の合計額が解約日の翌営業日の積立金額から控除されます。

- (1) **積立金に対する解約控除額** = 解約日の翌営業日の積立金額 × 積立金に対する解約控除率
- (2) **危険保険金に対する解約控除額** = 解約日の翌営業日の危険保険金額 × 危険保険金に対する解約控除率

経過年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
積立金に対する解約控除率	10%	9%	8%	7%	6%	5%	4%	3%	2%	1%
危険保険金に対する解約控除率	0.50%	0.45%	0.40%	0.35%	0.30%	0.25%	0.20%	0.15%	0.10%	0.05%

※経過年数は、ご契約日から解約日までの年数で、1年未満は切上げて1年とします。

- 無償引出限度額について
 - (1) 積立金に対する解約控除額に関しては、無償引出限度額と同額までの積立金額については解約控除額の計算の対象とはなりません。
 - (2) 無償引出限度額とは、解約日の前日または一部引出日の前日の積立金額の10%に相当する金額です。ただし、すでに積立金の一部引出が行われている場合はその合計額を無償引出限度額から差引きます。

※危険保険金に対する無償引出限度額はありません。
- 払いもどし金額は、特別勘定に繰入れられていない保険料がある場合にはその額を含めます。
- 払いもどし金のお支払いに際しては、解約日の属する月に控除すべき危険保険料および保険契約管理費(保険料比例部分、定額部分、危険保険金額比例部分)のうち、解約日において控除されていない金額を差引いてお支払いします。
- 払いもどし金額は、特別勘定の運用実績にもとづいて変動(増減)します。払いもどし金額に最低保証はありません。

このご案内は商品の概要を説明しています。ご契約の際には、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」を必ずご覧ください。

無償引出限度額に関する例 ※積立金額は、解約日の前日から解約日の翌営業日までの間、変動がなかったものと仮定しています。

1回目：積立金額が200万円のと、一部引出（10万円）を行った場合

無償引出限度額 = 200万円 × 10% = 20万円 > 10万円 (無償引出限度額の範囲内)
10万円(一部引出)の全額が解約控除の対象外となります。

2回目：積立金額が150万円のと、解約した場合

無償引出限度額 = 150万円 × 10% - 10万円 (1回目において解約控除が適用されなかった金額) = 5万円
5万円は無償引出限度額となります。
145万円(150万円 - 5万円)に対し、積立金に対する解約控除が適用されます。

■積立金の一部引出のお取り扱いについて

●第1回の年金の支払事由発生前に限り、アクサ生命所定の範囲で積立金の一部引出を行うことができます。

【払いもどし金額などについて】

●アクサ生命の本社が必要書類を受付けた日を一部引出日とし、一部引出額(積立金に対する解約控除額を含みます。)を一部引出日の翌営業日の積立金から控除します。この場合、一部引出は、一部引出日の翌営業日から効力を生じます。

●一部引出請求金額のうち無償引出限度額までは、積立金に対する解約控除額の計算の対象としません。

※無償引出限度額は、解約日(または一部引出日)の前日の積立金額の10%相当額になります。

●複数の特別勘定が指定されている場合、一部引出日の翌営業日における各特別勘定の積立金額の割合に応じて引出されたものとします。特別勘定については、10～12ページをご覧ください。

【一部引出後の基本年金年額について】

●積立金の一部引出を行った場合、換算保障額について、一部引出額(積立金に対する解約控除額を含みます。)に相当する金額を減額します。この場合、減額後の換算保障額にもとづき以後の基本年金年額を改めます。

II型の場合の、積立金の一部引出による基本年金年額の変更に関する例

基本年金年額が140万円(換算保障額1,330万円)、積立金額が200万円のと、一部引出(100万円)を行った場合

無償引出限度額 = 200万円 × 10% = 20万円 < 100万円

100万円(一部引出)のうち20万円は積立金に対する解約控除の適用免除(80万円は解約控除の対象)
残りの積立金は100万円

一部引出後の換算保障額 = 1,330万円 - 100万円 = 約1,230万円

一部引出後の基本年金年額 = 1,230万円 / 9.5056 (年金現価率) = 約129万円

※一部引出日の前日の積立金額から一部引出請求金額を差引いた金額が一部引出前の換算保障額と同額以上であるときは、換算保障額の減額(これに伴う基本年金年額の変更)は行いません。

●一部引出請求金額は1万円以上(1万円単位)とします。

●一部引出日の前日の積立金額から一部引出請求金額を差

引いた額が10万円(保険料払込停止中の場合は、50万円または「最低基準積立金額」(21ページ「保険料のお払込みの停止について」参照)のいずれか大きい金額)を下回る場合には、一部引出はお取り扱いしません。

●一部引出日の直後の営業日の一部引出前の積立金額が一部引出請求金額以下となる場合には、一部引出はお取り扱いしません。

■ご契約の型の変更について

●第1回の年金の支払事由発生前に限り、被保険者の同意を得て、被保険者の健康状態にかかわらず、ご契約の型を変更することができます。

●変更の際には、ご契約者には次に定める範囲内で、変更後の基本年金年額を指定していただけます。

- (1) ご契約の型をII型からI型に変更する場合、変更後の換算保障額が変更前の換算保障額と同額以下であること
- (2) ご契約の型をI型からII型に変更する場合、変更後の換算保障額が、変更を行わなかったものとして計算した、変更日から3年後(変更日が年単位の契約応当日の場合は変更日から2年後)の変更前の換算保障額と同額以下であること

●次の場合には、ご契約の型の変更はお取り扱いしません。

- (1) ご契約日または最後の復活日から3年未満のとき
- (2) 変更後の保険料の額が、変更後のご契約の型および基本年金年額に対する「最低基準保険料」(19ページ「保険料について」参照)を下回ることとなるとき
- (3) アクサ生命の本社が必要書類を受付けた日の前日の積立金額がその日の換算保障額(変更前の換算保障額をいいます。)未満である場合で、変更後の換算保障額がその(受付日前日の)積立金額以下となるとき
- (4) 残りの保険期間が1年未満のとき

●ご契約日から10年以内にご契約の型を変更した後の換算保障額が変更前の換算保障額を下回る場合は、危険保険金に対する解約控除が適用されますのでご注意ください。

■指定代理請求特約について

●ご契約者が被保険者の同意を得てこの特約を付加した場合、所定の年金などの受取人が年金などを請求できない所定の事情があるときに、年金などの受取人に代わりあらかじめ指定した指定代理請求人が年金などを請求することができます。

■契約者貸付制度について

●この保険には、契約者貸付制度のお取扱いはありません。

■契約者配当金について

●この保険には、契約者配当金はありません。

■契約条件に関する特約(年金払定期付積立型変額保険用)が付加されている場合について

- 次のお取扱いはできません。
 - ・基本年金年額の増額(無選択増額を含む)
 - ・保険期間の延長
 - ・ご契約の型の変更
 - ・終身保険への変更



費用について

ご契約者にご負担いただくこの保険の費用は、次のとおりです。

ライフ プロデュース (06)

第1回の年金の支払事由発生前

●以下の諸費用が、積立金または保険料から控除されます。

項目	時期	費用	備考
危険保険料	毎月	毎月の初日から末日までの日々の危険保険金額を平均した額に、危険保険料率を乗じた額	月単位の契約応当日の前日末に積立金から控除します。 (日々の危険保険金額の平均にもとづく当月分の危険保険料を当月末に積立金から控除します)
保険契約管理費 (保険料比例部分)	毎回の保険料の特別勘定繰入時	保険料(任意一時払保険料を除く)に対し、5.00%	第1回保険料および第2回以後の保険料とも、各保険料を特別勘定に繰入れる際、当該保険料から控除して積立金に充当します。
保険契約管理費 (定額部分)	毎月	毎月250円(固定費)	月単位の契約応当日の前日末に積立金から控除します。 (当月分の費用を当月末に積立金から控除します)
保険契約管理費 (危険保険金額比例部分)	毎月	毎月の初日から末日までの日々の危険保険金額を平均した額に対し、0.01%/月	月単位の契約応当日の前日末に積立金から控除します。 (日々の危険保険金額の平均にもとづく当月分の費用を当月末に積立金から控除します)
保険契約管理費 (積立金額比例部分)	毎日	積立金に対し、年率1.00% (1.00%/365日を乗じた金額)	毎日、積立金から控除します。

※危険保険料は、危険保険金額が積立金額の変動などによって変動するため、費用の発生前に具体的な金額を記載することが困難であり、表示することはできません。また、危険保険料率は、被保険者の年齢、性別によって異なります。

※毎月の初日から末日までの日々の危険保険金額を平均した額が1,000万円を超える場合、その月の保険契約管理費(危険保険金額比例部分)に高額割引が適用されます。詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

●積立金の移転や解約などにかかる費用

項目	時期	費用	備考
積立金 移転費用	積立金の移転時	〈書面による移転申込みの場合〉 月1回目1,500円 2回目からは1回につき2,300円	毎回の移転について積立金から控除します。
		〈インターネットによる移転申込みの場合〉 月1回の積立金の移転は無料 2回目からは1回につき800円	1ヵ月に2回以上積立金の移転を行う場合、2回目からの移転について積立金から控除します。
解約控除 <small>※詳細については、 22ページをご覧ください。</small>	解約時	積立金に対する解約控除額と危険保険金に対する解約控除額の合計額	ご契約日から解約日までの年数に応じて計算した金額を、解約日の翌営業日の積立金額から控除します。
	積立金の一部引出時	積立金に対する解約控除額	ご契約日から一部引出日までの年数に応じて計算した金額を、一部引出請求金額から控除します。

※積立金移転時は、その際必要となる移転費用の2倍相当額以上の積立金残高が必要です。

※基本年金年額の減額、ご契約の型の変更、保険期間の短縮の際にも、危険保険金額の減額により、危険保険金額に対する解約控除が適用される場合があります。

※将来、上記の内容が変更になることがあります。

●その他間接的にご契約者にご負担いただく運用関係の費用は、次のとおりです。

項目	時期	費用	備考
運用関係費	毎日	特別勘定の種類に応じて異なります。	投資信託の純資産額に対して、毎日積立金から控除します。 詳細は11~12ページをご覧ください。

※運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動などの理由により将来変更される可能性があります。

第1回の年金の支払事由発生以後

●死亡・高度障害年金をお受取りいただく場合

項目	ご負担いただく費用と時期
年金管理費	年金額に対して1.0%を、年単位の契約応当日に責任準備金から控除します。

●「年金払特約(06)」「年金払移行特約」により、年金をお受取りいただく場合

項目	ご負担いただく費用と時期
年金管理費	年金額に対して1.0%*を、年単位の契約応当日に責任準備金から控除します。

*3年の確定年金の場合、年金額に対して0.99%。

※年金管理費は将来変更となる可能性があります。



インターネットサービス【My アクサ】について

ライフ プロデュース (06)

My アクサなら、スマートフォンやパソコンから、かんたんに、わかりやすく。



※ My アクサは、アクサ生命が運用するご契約者さま向けのインターネットサービスです。

【My アクサ】で、こんなことができます。

積立金は
いくらになって
いるのかな…?

最新の積立金額や
払いもどし金額がわかります



これまでの
運用実績を
見たい

積立金額やファンド別騰落率の
推移などがわかります

過去18ヵ月分の積立金額、ファンド別騰落率の
推移を、表とグラフで確認できます。



特別勘定への
繰入割合を
変更したい*

特別勘定の選択(繰入割合の変更)
ができます

これから支払う保険料の特別勘定への
繰入割合を変更できます。



積立金をほかの
特別勘定に
移転したい*

積立金の移転ができます

現在の特別勘定の積立金を
他の特別勘定に
移転することができます。

My アクサなら
月1回まで無料!



* お申し出時点でご契約者が20歳未満の場合、My アクサからはお手続きいただけません。

各種お手続き・お問合せが、いつでも、どこでも。

24時間、土・日・祝日もご利用できます

ご契約内容の確認、住所や電話番号の変更手続きなどが
24時間、土・日・祝日も行えます。

※メンテナンスなどの際は除きます。



「給付金請求書類」を取り寄せられます

給付金のご請求が発生した場合など、
給付金請求書類を取り寄せることができます。



※その他、控除証明書の再発行などもご利用いただけます。

パソコンが無くても、スマホでアクセス!

スマートフォンでも利用できるので、
パソコンが無くても、外出先でアクセスできます。



【My アクサ】ご登録の流れ

My アクサは無料でご登録、ご利用いただけます。

※通通信料はお客さまのご負担となります。

STEP 1 お申込時



ご契約お申込時に
「インターネットサービスの利用を希望する」
を選択します。

STEP 2 ご契約成立の
約1週間後



アクサ生命より
「<My アクサ>新規登録用ID・パスワードの
お知らせ」が届きます。

STEP 3 パソコンやスマートフォンで、
My アクサにアクセス

<https://my.axa.co.jp/>

My アクサ

検索

STEP 4 「ユニット・リンク保険、
ライフプロデュースをご契約の方」
からご登録へ

「STEP2」で届いた
新規登録用IDとパスワードが必要です。

ID・パスワードを使って新規登録する

※記載の画面はすべてイメージです。実際の表示とは異なる場合があります。

情報提供とサービス

ライフ プロデュース(06)

郵送

通知名	通知時期	通知内容
ご契約状況のお知らせ	年 1 回	<ul style="list-style-type: none"> ■ ご契約内容 ■ 通知作成日における保障内容(基本年金年額・換算保障額など) ■ 積立金残高割合、繰入割合 など
特別勘定の現況	年 1 回	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1事業年度における特別勘定の詳細

インターネット

<https://my.axa.co.jp/>

情報更新時期	情報内容
毎日	<ul style="list-style-type: none"> ■ ご契約内容、保障内容(基本年金年額・換算保障額など)、計算基準日現在の払いもどし金額 ■ 積立金額(積立金残高、繰入割合) ■ ユニットプライス
毎月初め	<ul style="list-style-type: none"> ■ 過去 6 ヶ月間の各月の積立金額 ■ 直近の月末時点で控除した諸費用(危険保険料など)
年12回	<ul style="list-style-type: none"> ■ 運用実績レポート
年 1 回	<ul style="list-style-type: none"> ■ 特別勘定の現況：1 事業年度における特別勘定の詳細
年 1 回	<ul style="list-style-type: none"> ■ 決算報告書：アクサ生命の 1 事業年度における決算報告書

※インターネットによる情報提供は、My アクサにご登録のうえご利用ください。My アクサについて詳しくは27～28ページをご覧ください。

お電話 各種お問合せ、ご請求を承ります。

カスタマーサービスセンター TEL 0120-936-133

受付時間	お問合せ内容
月～金 9:00～19:00 土 9:00～17:00 ※日・祝日、年末年始の アクサ生命休業日を除く	<ul style="list-style-type: none"> ■ 積立金額の照会 ■ 保険料振替口座の変更 ■ 契約名義の変更 ■ ご契約内容に関するお問合せ・ご確認 など

アクサ
メディカル
アシスタンス
サービス

無料 または **優待価格** でご利用いただけます。

「アクサメディカルアシスタンスサービス」は、病気の予防や早期発見から、病気になったときのサポート、治療後の回復や心のケアに至るまで、お客さまを支えつづけます。

●「アクサメディカルアシスタンスサービス」の内容など、詳しくはアクサ生命ホームページでご確認いただくか、アクサ生命の担当者におたずねください。

●このサービスをご利用いただけます。

病気になるないように

さまざまなサービスやプログラムで
病気の予防、早期発見と健康促進を応援。

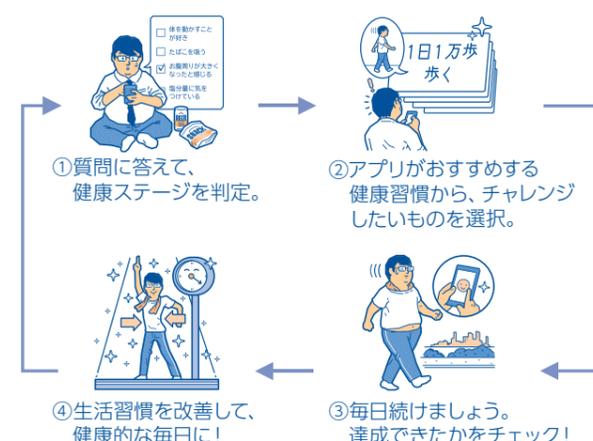


●対象外のサービスとなります。

もしも病気になっても 病気が治った後も

アクサ生命の医療保険をはじめとする対象
保険商品にご契約いただくことでご利用い
ただけます。

あなたにぴったりの健康習慣をおすすめする
アプリで生活習慣の改善を応援



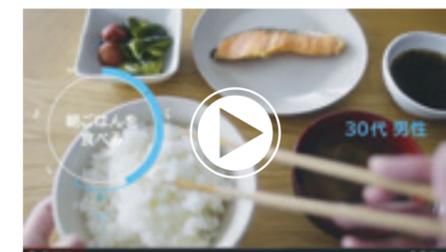
無料 でご利用
いただけます。

ご利用になれる方
アクサ生命のご契約
有無にかかわらず

どなた
でも

利用方法 App Store または Google Playから Health U で検索

スマートフォン・タブレットからは▼
PCからは▼
ameasa.axa.co.jp/service/healthu.html



当アプリの紹介動画もご覧いただけます。

※本サービスのご利用に料金はかかりませんが、通信費はお客さまのご負担となります。

自宅で手軽にできる
郵送方式の検査キット

**優待
価格** でご利用
いただけます。

ご利用になれる方
アクサ生命の個人保険商品の



優待サービス 郵送検査キット

糖尿病検査キット

生活習慣病+糖尿病検査キット

ピロリ菌検査キット



※パッケージは変更となる場合があります。

「健康アプリ Health U」からもお申込みいただけます。

※「健康アプリ Health U」はアクサ生命、「優待サービス 郵送検査キット」は株式会社リージャー(販売代理店：株式会社ウイズネット)が提供します。

※上記サービスはアクサ生命が提供する保険商品の一部を構成するものではありません。

※サービスの内容は予告なく中止、変更する場合がありますのであらかじめご了承ください。